愛知県SDG s 推進本部設置要綱 (案)

(目的)

第1 国際連合が採択した「持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)」の達成に向けて、庁内各局等の連携のもとに着実に取組を推進するとともに、本県の取組を広く発信していくため、愛知県SDGs推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2 推進本部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) SDG s未来都市計画の策定・推進に関すること。
 - (2) SDG s の理念を具現化する取組に関すること。
 - (3) SDG s と県が策定するビジョン・計画等との一体的な推進に関すること。
 - (4) その他SDGs達成の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

- 第4 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6 推進本部の庶務は、政策企画局企画調整部企画課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に 定める。

附則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

策 企 画 局 政 長 務 局 事 局 総 長 人 長 災 安 全 局 防 長 民 文 化 局 県 長 境 局 環 長 祉 局 福 長 健 医 療 局 長 保 済 産 業 局 経 長 働 局 長 労 観光コンベンション局長 農 業 水 産 局 長 農 林 基 盤 局 長 建 設 局 長 都 市 整 備 局 長 建 築 局 長 ポ ー ツ 局 ス 長 会計管理者兼会計局長
 業
 庁
 長

院
 事
 業
 庁
 長
 企 長 病 育 察 本 部 教 長 長